

神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照条文

○ 神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則（平成11年神奈川県規則第74号）

新	旧
<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年神奈川県条例第3号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務は、土木事務所長及び治水事務所長（建設工事の区域又は土砂埋立区域をその所管区域に含む土木事務所又は治水事務所が2以上ある場合にあつては、当該区域を最も広くその所管区域に含む土木事務所長又は治水事務所長）に委任する。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(19) <u>条例第26条の2第2項の規定により、同条第1項に規定する確認の結果に係る報告を受理すること。</u></p> <p>(20) <u>条例第26条の2第3項の規定により、災害の発生等の通報を受理すること。</u></p> <p>(21) <u>条例第26条の3第1項の規定により、必要な措置を講ずるよう勧告すること。</u></p> <p>(22) <u>条例第26条の3第2項の規定により、必要な措置を講ずるよう命ずること。</u></p>	<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年神奈川県条例第3号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務は、土木事務所長及び治水事務所長（建設工事の区域又は土砂埋立区域をその所管区域に含む土木事務所又は治水事務所が2以上ある場合にあつては、当該区域を最も広くその所管区域に含む土木事務所長又は治水事務所長）に委任する。</p> <p>(1)～(18) (略)</p>
<p>第2条～第8条 (略)</p>	<p>第2条～第8条 (略)</p>
<p>(説明会の開催等)</p> <p>第8条の2 <u>条例第8条の2第1項に規定する周辺の住民等（以下「周辺の住民等」という。）は、土砂埋立区域の境界線からの水平距離が50メートル以内の土地若しくは建物の所有者又は当該建物に居住する者とする。</u></p> <p>2 <u>条例第8条の2第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>第13条第1号に掲げる事項</u></p> <p>(2) <u>土砂埋立行為等に係る工事を行う日程及び時間帯</u></p> <p>(3) <u>現場責任者の氏名</u></p> <p>(4) <u>許可を受けようとする者の連絡先</u></p> <p>(5) <u>土砂の搬入に係る計画に関する事項</u></p> <p>3 <u>条例第8条の2第1項の規定により説明会を開催するときは、周辺の住民等</u></p>	

の参集の便を十分考慮して開催の日時及び場所を定め、これらの事項をあらかじめ周辺の住民等に対し印刷物の配布、当該土砂埋立区域内の周辺の住民等の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により周知させなければならない。

4 条例第8条の2第2項に規定する規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。

(2) 許可を受けようとする者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

5 条例第8条の2第2項に規定する規則で定める方法は、周辺の住民等に対して、同条第1項に規定する周知事項を記載した書面を配布し、又は送付する方法及び土砂埋立区域内の周辺の住民等の見やすい場所に、当該周知事項を掲示する方法とする。

第9条～第11条 (略)

(許可申請書の添付図書)

第12条 条例第9条第2項に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時に用いる土砂の数量を計算した書面

(3) 知事が別に定める土砂埋立行為等を行う土地の区域の地盤が軟弱か否かの判定をするための調査(以下「土質調査」という。)の結果を記載した書面又は土質調査を行う必要がない状態として知事が別に定めるものであることを証する書面

(4) 土質調査の結果、当該土砂埋立行為等を行う土地の区域の地盤が軟弱地盤として知事が別に定める基準に該当する場合は、知事が別に定めるその対策を検討するための地質調査(以下「詳細土質調査」という。)の結果を記載した書面及び当該詳細土質調査の結果を用いた盛土の安定計算書

(5) 盛土高(盛土によって生じたのり面の上端(のり面が小段等によって上下に分離されている場合は、上層ののり面の上端。以下同じ。)とのり面の下端(のり面が小段等によって上下に分離されている場合は、下層のの

第9条～第11条 (略)

(許可申請書の添付図書)

第12条 条例第9条第2項に規定する規則で定める図書は、次の各号(条例第10条第2項に規定する土砂埋立行為にあっては、第11号及び第12号を除く。)に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 土砂埋立行為の完了時及び最大たい積時に用いる土砂の数量を計算した書面

(3) 盛土高(盛土によって生じたのり面の上端(のり面が小段等によって上下に分離されている場合は、上層ののり面の上端。以下同じ。)とのり面の下端(のり面が小段等によって上下に分離されている場合は、下層のの

り面の下端。以下同じ。)との間の垂直距離をいう。以下同じ。)が10メートル以上になる土砂埋立行為にあっては、盛土の安定計算書(前号の規定により盛土の安定計算書を添付する場合を除く。)

(6)～(13) (略)

(14) 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の信用及び能力に関する申告書(第7号様式の3)

(15)・(16) (略)

(17) 説明会の開催等報告書(第7号様式の5)

(18) (略)

第13条 条例第9条第2項第13号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) (略)

第14条 (略)

(変更の許可等)

第15条 条例第11条第1項ただし書に規定する規則で定める変更は、次に掲げるもののみに係る変更とする。

(削除)

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 条例第11条第2項に規定する規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 変更の部分に係る変更後の第12条第1号から第12号まで、第14号及び第18号に掲げる図書

(2) 第12条第13号に掲げる図書(変更を行うことにより、土砂埋立行為等に必要経費に変更が生じる場合に限る。)

り面の下端。以下同じ。)との間の垂直距離をいう。以下同じ。) (のり面を擁壁で覆う場合は、当該擁壁の高さ(宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第1条第5項に規定する擁壁の高さをいう。以下同じ。))を除く。)が10メートル以上になる土砂埋立行為にあっては、盛土の安定計算書

(4)～(11) (略)

(12) 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の能力に関する申告書(第7号様式の3)

(13)・(14) (略)

(15) (略)

第13条 条例第9条第2項第12号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) (略)

第14条 (略)

(変更の許可等)

第15条 条例第11条第1項ただし書に規定する規則で定める変更は、次に掲げるもののみに係る変更とする。

(1) 土砂埋立行為の最大たい積時に用いる土砂の数量及び土砂埋立行為等に係る工事を行う期間

(2) 土砂埋立行為を行う土地の区域における土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離(当該垂直距離が5メートルを超えない土砂埋立行為が5メートルを超えるものとなる場合を除く。)

(3)・(4) (略)

2 (略)

3 条例第11条第2項に規定する規則で定める図書は、当該変更の部分に係る変更後の第12条各号に掲げる図書とする。

(3) <u>変更の部分に係る土砂埋立行為等を行う土地についての第12条第15号</u>	
<u>に掲げる図書</u>	
(4) <u>変更の部分に係る土砂埋立区域の土地についての第12条第16号に掲げ</u>	
<u>る図書</u>	
(5) <u>第12条第17号に掲げる図書</u>	
4～6 (略)	4～6 (略)
7 <u>条例第11条第6項に規定する規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの</u>	
<u>方法とする。</u>	
<u>(1) 説明会の開催</u>	
<u>(2) 条例第11条第2項第1号及び第2号並びに次項各号に掲げる事項を記</u>	
<u>載した書面を配布し、又は送付する方法及び土砂埋立区域内の周辺の住民等の</u>	
<u>見やすい場所に、当該事項を掲示する方法</u>	
8 <u>条例第11条第6項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u>	
<u>ただし、前項第2号の規定により掲示を行うときは、第1号及び第3号に掲げ</u>	
<u>る事項については、掲示することを要しない。</u>	
<u>(1) 第4項第1号に掲げる事項</u>	
<u>(2) 土砂埋立行為等に係る工事を行う日程及び時間帯</u>	
<u>(3) 現場責任者の氏名</u>	
<u>(4) 許可を受けようとする者の連絡先</u>	
<u>(5) 土砂の搬入に係る計画に関する事項</u>	
9 <u>第8条の2第3項の規定は、第7項第1号の説明会の開催について準用す</u>	
<u>る。</u>	
第16条・第17条 (略)	第16条・第17条 (略)
(着手届)	(着手届)
第18条 (略)	第18条 (略)
2 <u>条例第16条の規定による通知は、前項の土砂埋立行為着手届の写しの送</u>	
<u>付により行うものとする。</u>	
(定期的な報告)	(定期的な報告)
第19条 (略)	第19条 (略)
2 <u>条例第17条に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。ただし、</u>	
<u>報告に係る期間中に土砂埋立行為等に係る工事を廃止し、又は完了した場合に</u>	

おける報告にあつては、第1号から第3号までに掲げる図書の添付を要しない。

- (1) 報告に係る期間の最後の日前1週間以内に撮影した土砂埋立区域の写真
- (2) 報告に係る期間の最後の日前1週間以内における盛土、切土及び設置した施設の出来形部分の状況を撮影した写真
- (3) 別表第2に掲げる土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の平面図及び断面図の写しに、前号の出来形部分の形状、数量及び寸法を記載した図面
- (4) 報告に係る期間に設置した施設又は施設の一部で土砂埋立行為等の完了後に目視により確認できないものの出来形部分の状況を撮影した写真（第2号に掲げる図書により当該出来形部分の状況が確認できる場合を除く。）
- (5) その他知事が必要と認める図書

3 条例第17条第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土砂埋立行為の最大堆積時に用いる土砂の数量
- (2)～(4) (略)

(廃止及び完了届)

第20条 条例第18条第1項（条例第19条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による届出は、土砂埋立行為廃止（完了）届（第14号様式）に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 土砂埋立行為の廃止又は完了の際に撮影した土砂埋立区域の写真
- (2) 土砂埋立行為の廃止又は完了の際における盛土、切土及び設置した施設の出来形部分の状況を撮影した写真並びに当該出来形部分の形状、数量及び寸法を記載した平面図及び断面図
- (3) その他知事が必要と認める図書

2 条例第18条第1項の規定による通知は、前項の土砂埋立行為廃止（完了）届の写しの送付により行うものとする。

第21条 ～ 第24条 (略)

(土砂埋立行為等に係る土地の所有者の義務)

第24条の2 条例第26条の2第1項の規定による確認は、土砂埋立行為等を行う

- (1) 報告に係る期間の最後の日前1週間以内に撮影した土砂埋立区域の写真

- (2) その他知事が必要と認める図書

3 条例第17条第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土砂埋立行為の最大たい積時に用いる土砂の数量
- (2)～(4) (略)

(廃止及び完了届)

第20条 条例第18条第1項（条例第19条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、土砂埋立行為廃止（完了）届（第14号様式）により行うものとする。

第21条 ～ 第24条 (略)

土地において当該土砂埋立行為等の状況を把握し、その結果を施工状況確認・報告書（第16号様式）に記載することにより行うものとする。

2 条例第26条の2第2項の規定による知事への報告は、前項の施工状況確認・報告書により確認の日から起算して7日以内に行うものとする。

(公表)

第25条 条例第27条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第27条第1項第1号、第2号又は第3号に掲げる者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 勧告の内容、違反の事実又は命令の内容

(3) その他知事が必要と認める事項

2 条例第27条第1項の規定による公表は、神奈川県公報による公告、ホームページへの掲載その他の知事が適当と認める方法により行うものとする。

第26条 (略)

別表第1 (第9条関係) (略)

別表第2 (第12条関係)

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の平面図	(略)	(略)	1 (略) 2 完了時と最大堆積時の形状が同一である場合は、その旨を表示し完了時の図面を提出すること。 3・4 (略)
土砂埋立行為の完了時及び	(略)	(略)	1 完了時と最大堆積時の形

(公表)

第25条 条例第27条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第6条の勧告に従わなかった者又は条例第9条第1項若しくは第11条の規定に違反して土砂埋立行為を行った者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 勧告の内容又は違反の事実

(3) その他知事が必要と認める事項

2 条例第27条の規定による公表は、神奈川県公報による公告、日刊新聞紙への掲載その他の知事が適当と認める方法により行うものとする。

第26条 (略)

別表第1 (第9条関係) (略)

別表第2 (第12条関係)

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
土砂埋立行為の完了時及び最大たい積時の平面図	(略)	(略)	1 (略) 2 完了時と最大たい積時の形状が同一である場合は、その旨を表示し完了時の図面を提出すること。 3・4 (略)
土砂埋立行為の完了時及び	(略)	(略)	1 完了時と最大たい積時の

最大堆積時の断面図			形状が同一である場合は、その旨を表示し完了時の図面を提出すること。 2 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
擁壁の背面図	擁壁の高さ(宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第1条第5項に規定する擁壁の高さをいう。以下同じ。)、鉄筋の位置及び寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

最大たい積時の断面図			形状が同一である場合は、その旨を表示し完了時の図面を提出すること。 2 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
擁壁の背面図	擁壁の高さ、鉄筋の位置及び寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第3 (第14条関係)

土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の土地の形状の基準(1)

土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の土地の形状(他の場所への搬出を目的とするものを除く。以下この表において同じ。)は、次に定めるとおりとする。

1 のり面

(1) (略)

(2) (1)の盛土の安定計算は、すべり面を仮定した分割法(以下「分割法」という。)によるものとし、最小安全率が1.3以上となっていること。

(3) 盛土高が10メートル以上になる土砂埋立行為であって、盛土の崩壊により土砂埋立区域に隣接する土地の上に存する建物その他の工作物に重大な影響を与えるおそれがあるものとして知事が別に定めるものについては、分割法による盛土の安定計算の結果、地震時における最小安全率が1.0以上となっていること。

(4) 切土ののり面の勾配(擁壁で覆う部分を除く。)は、次の表ののり面の土質及び切土高(切土によって生じたのり面の上端とのり面の下端との間の垂直距離をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該のり面の勾配

別表第3 (第14条関係)

土砂埋立行為の完了時及び最大たい積時の土地の形状の基準(1)

土砂埋立行為の完了時及び最大たい積時の土地の形状(他の場所への搬出を目的とするものを除く。以下この表において同じ。)は、次に定めるとおりとする。

1 のり面

(1) (略)

(2) (1)の盛土の安定計算は、すべり面を仮定した分割法によるものとし、最小安全率が1.3以上となっていること。

(3) 切土ののり面の勾配(擁壁で覆う部分を除く。)は、次の表ののり面の土質及び切土高(切土によって生じたのり面の上端とのり面の下端との間の垂直距離をいう。以下同じ。) (のり面を擁壁で覆う場合は、当

の欄に定めるものであること。

(表 略)

(5)～(6) (略)

2 擁壁

(1)～(8) (略)

(9) (8)の安定計算は、分割法によるものとし、最小安全率が1.3以上となっていること。

別表第4 (第14条関係)

土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の土地の形状の基準(2)

盛土(他の場所への搬出を目的とするものに限る。)の完了時及び最大堆積時の土地の形状の基準は、次に定めるとおりとする。

(略)

別表第5 (第14条関係) (略)

別表第6 (第14条関係) (略)

別表第7 (第14条関係)

土砂埋立行為の方法の基準(1)

土砂埋立行為(他の場所への搬出を目的とする土砂埋立行為を除く。)の方法は、次に定めるとおりとする。

1 土砂埋立行為等を行う土地の区域の地盤が軟弱である場合には、詳細土質調査のデータに基づき、分割法による盛土の安定計算を行い、最小安全率が1.3以上となることが確かめられていること。当該安定計算の結果、最小安全率が1.3未満となる場合は、最小安全率が1.3以上となるように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。

2～7 (略)

別表第8 (第14条関係)

土砂埋立行為の方法の基準(2)

土砂埋立行為(他の場所への搬出を目的とする土砂埋立行為に限る。)の方法は、次に定めるとおりとする。

1 (略)

該擁壁の高さを除く。)の区分に応じ、当該のり面の勾配の欄に定めるものであること。

(表 略)

(4)～(5) (略)

2 擁壁

(1)～(8) (略)

(9) (8)の安定計算は、すべり面を仮定した分割法によるものとし、最小安全率が1.3以上となっていること。

別表第4 (第14条関係)

土砂埋立行為の完了時及び最大たい積時の土地の形状の基準(2)

盛土(他の場所への搬出を目的とするものに限る。)の完了時及び最大たい積時の土地の形状の基準は、次に定めるとおりとする。

(略)

別表第5 (第14条関係) (略)

別表第6 (第14条関係) (略)

別表第7 (第14条関係)

土砂埋立行為の方法の基準(1)

土砂埋立行為(他の場所への搬出を目的とする土砂埋立行為を除く。)の方法は、次に定めるとおりとする。

1 土砂埋立行為等を行う土地の区域の地盤が軟弱である場合には、土砂埋立行為等を行う土地の区域以外の区域の地盤の沈下又は隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。

2～7 (略)

別表第8 (第14条関係)

土砂埋立行為の方法の基準(2)

土砂埋立行為(他の場所への搬出を目的とする土砂埋立行為に限る。)の方法は、次に定めるとおりとする。

1 (略)

2 土砂埋立行為等を行う土地の区域の地盤が軟弱である場合には、詳細土質調査のデータに基づき、分割法による盛土の安定計算を行い、最小安全率が1.3以上となることが確かめられていること。当該安定計算の結果、最小安全率が1.3未満となる場合は、最小安全率が1.3以上となるように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。

3 盛土ののり面と地表面が接する部分（仕切壁その他の施設を設ける場合にあつては、当該施設）と土砂埋立区域の境界との間に、最大堆積時の盛土高に相当する距離以上の距離が土砂埋立区域の境界に沿ってその内側に設けられていること。ただし、土砂の崩壊、流出その他の災害の発生のおそれがないものとして知事が認める場合は、当該距離を短縮することができる。

4 （略）

第1号様式～第6号様式 （略）

2 土砂埋立行為等を行う土地の地盤が軟弱である場合は、土砂埋立行為等を行う土地の区域以外の地盤の沈下又は隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。

3 盛土ののり面と地表面が接する部分（仕切壁その他の施設を設ける場合にあつては、当該施設）と土砂埋立区域の境界との間に、最大たい積時の盛土高に相当する距離以上の距離が土砂埋立区域の境界に沿ってその内側に設けられていること。ただし、土砂の崩壊、流出その他の災害の発生のおそれがないものとして知事が認める場合は、当該距離を短縮することができる。

4 （略）

第1号様式～第6号様式 （略）

第7号様式（第11条関係）（表）（用紙 日本工業規格A4縦長型）
土砂埋立行為許可申請書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
(神奈川県 治水事務所長)

郵便番号
住 所

氏 名 〔法人にあつては、名称並びに代表者の氏名及び印〕

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第9条第1項の規定により、関係図書を添えて土砂埋立行為の許可を申請します。

土砂埋立区域の位置及び区域	
土砂埋立区域の面積	m ²
土砂埋立行為を行う土地の面積	m ²
土砂埋立行為の目的	<u>他の場所への搬出以外</u> (_____) <u>他の場所への搬出</u>
土砂埋立行為の最大堆積時に用いる土砂の数量	m ³
土砂埋立行為等に係る工事を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日

第7号様式（第11条関係）（表）（用紙 日本工業規格A4縦長型）
土砂埋立行為許可申請書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
(神奈川県 治水事務所長)

郵便番号
住 所

氏 名 〔法人にあつては、名称並びに代表者の氏名及び印〕

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第9条第1項の規定により、関係図書を添えて土砂埋立行為の許可を申請します。

土砂埋立区域の位置及び区域	
土砂埋立区域の面積	m ²
土砂埋立行為を行う土地の面積	m ²
土砂埋立行為の目的	<u>他の場所への搬出以外</u> <u>他の場所への搬出</u>
土砂埋立行為の最大たい積時に用いる土砂の数量	m ³
土砂埋立行為等に係る工事を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日

土砂埋立行為を行う土地の区域における土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離	m
排水施設その他の土砂の崩壊又は流出を防止するための施設の計画	
土砂埋立行為等に必要な経費	円
土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の土地の形状	
土砂埋立行為等を行っている間における災害発生の防止のための方法	

(裏)

土砂埋立行為等に係る工事をを行う元請負人	氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名	
	住所又は事務所の所在地	
	必要な資格の有無	有 (種類:) ・ 無
土砂埋立行為等を行う土地の所有者	氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名	
	住所又は事務所の所在地	

土砂埋立行為を行う土地の区域における土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離	m
排水施設その他の土砂の崩壊又は流出を防止するための施設の計画	
土砂埋立行為等に必要な経費	円
土砂埋立行為の完了時及び最大たい積時の土地の形状	
土砂埋立行為等を行っている間における災害発生の防止のための方法	

第7号様式 (裏)

土砂埋立行為等に係る工事をを行う元請負人	氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名	
	住所又は事務所の所在地	
	必要な資格の有無	有 (種類:) ・ 無
土砂埋立行為等を行う土地の所有者	氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名	
	住所又は事務所の所在地	

	土砂埋立行為等を行うことについての同意	年 月 日付け同意書のとおり
土砂埋立行為に用いる土砂の性質の区分	第1種建設発生土 第3種建設発生土 その他	第2種建設発生土 第4種建設発生土
その他参考となる事項		
連絡先	部 課 係	電話番号 (内線)

- 備考 1 土砂埋立行為の目的の欄は、該当するものに○印を付けてください。
また、他の場所への搬出以外を目的とする場合は、発生土処分場、農地造成等具体的な目的を記載してください。
- 2 土砂埋立行為に用いる土砂の性質の区分の欄の第1種建設発生土、第2種建設発生土、第3種建設発生土及び第4種建設発生土は、「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」(平成3年建設省令第19号)別表第1に規定する区分をいいます。
- 3 土砂埋立行為に複数の種類の土砂を用いる場合は、用いる土砂の区分に全て○印を付けてください。
- 4 その他参考となる事項の欄には、土砂埋立行為等の完了後に排水施設等を管理する者の氏名等を記載してください。

	土砂埋立行為等を行うことについての同意	年 月 日付け同意書のとおり
土砂埋立行為に用いる土砂の性質の区分	第1種建設発生土 第3種建設発生土 その他	第2種建設発生土 第4種建設発生土
その他参考となる事項		
連絡先	部 課 係	電話番号 (内線)

備考

- 1 土砂埋立行為に用いる土砂の性質の区分の欄の第1種建設発生土、第2種建設発生土、第3種建設発生土及び第4種建設発生土は、「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」(平成3年建設省令第19号)別表第1に規定する区分をいいます。
- 2 土砂埋立行為に複数の種類の土砂を用いる場合は、用いる土砂の区分にすべて○印を付けてください。
- 3 その他参考となる事項の欄には、土砂埋立行為等の完了後に排水施設等を管理する者の氏名等を記載してください。

第7号様式の2（第12条関係）（表）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

資力及び信用に関する申告書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
(神奈川県 治水事務所長)

郵便番号
住 所

氏 名 法人にあつては、名称並びに代表者の氏名及び印

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第10条第1項第3号に規定する許可(第12条第1項に規定する承認)を受けようとする者の資力及び信用に関して次のとおり申告します。

法人設立年月日	年 月 日	資 本 金	円		
前年度（個人にあつては前年）の納税額	円	法令による登録等			
土 砂 埋 立 行 為 そ の 他 の 工 事 の 経 歴					
施工箇所	施 工 者	面 積	土 量	法令等の許認可の年月日及び番号	着工及び完了の年月
		m ²	m ³	年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
		m ²	m ³	年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
		m ²	m ³	年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
		m ²	m ³	年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
		m ²	m ³	年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了

第7号様式の2（第12条関係）（表）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

資力及び信用に関する申告書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
(神奈川県 治水事務所長)

郵便番号
住 所

氏 名 法人にあつては、名称並びに代表者の氏名及び印

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第10条第1項第3号に規定する許可(第12条第1項に規定する承認)を受けようとする者の資力及び信用に関して次のとおり申告します。

法人設立年月日	年 月 日	資 本 金	円		
前年度（個人にあつては前年）の納税額	円	法令による登録等			
土 砂 埋 立 行 為 そ の 他 の 工 事 の 経 歴					
施工箇所	施 工 者	面 積	土 量	法令等の許認可の年月日及び番号	着工及び完了の年月
		m ²	m ³	年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
		m ²	m ³	年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
		m ²	m ³	年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
		m ²	m ³	年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
		m ²	m ³	年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了

(裏)

土砂埋立行為等に必要な経費		円
内 訳	準備工に要する経費	円
	地盤改良（除草及び抜根を含む。）工	円
	進入路造成工	円
	排水施設（沈砂池及び調整池を含む。）工	円
	擁壁工	円
	その他（標識、くい及び丁張その他の必要な措置）	円
	埋立工事に要する経費	円
	盛土工	円
	排水工	円
	のり面保護工	円
	撤去工	円
	その他	円
	その他の経費（土地の賃借料、人件費等間接経費を含む。）	円
請負契約（予定）金額	円	

土砂搬入予定台数	台	
土砂搬入事業収入	円	
その他の収入	円	
準備工に要する経費の調達方法	自己資金	円
	借入金	円

- 備考 1 法令による登録等の欄は、建設業法第3条の許可を得ていること等について記載してください。
- 2 土砂埋立行為その他の工事の経歴の欄は、行政庁の許可を受けて実施した土砂埋立行為その他の工事に係る経歴を記載してください。
- 3 土砂埋立行為等に必要な経費は、申請書に記載した土砂埋立行為等に必要な経費と一致します。
- 4 準備工とは、土砂埋立行為を行う前に行うこととなる地盤の改良（除草及び抜根を含む。）、進入路の造成、排水施設（沈砂池及び調整池を含む。）及び擁壁の設置、その他（標識、くい及び丁張の設置等）の必要な措置をいいます。

第7号様式の2（裏）

土砂埋立行為等に必要な経費		円
内 訳	準備工に要する経費（間接経費を含む。）	円
	地盤改良（除草及び抜根を含む。）工	円
	進入路造成工	円
	排水施設（沈砂池及び調整池を含む。）工	円
	擁壁工	円
	その他（標識、くい及び丁張その他の必要な措置）	円
	その他の経費（間接経費を含む。）	円

土砂搬入予定台数	台	
土砂搬入事業収入	円	
準備工に要する経費の調達方法	自己資金	円
	借入金	円

- 備考 1 法令による登録等の欄は、建設業法第3条の許可を得ていること等について記載してください。
- 2 土砂埋立行為その他の工事の経歴の欄は、行政庁の許可を受けて実施した土砂埋立行為その他の工事に係る経歴を記載してください。
- 3 土砂埋立行為等に必要な経費は、申請書に記載した土砂埋立行為等に必要な経費と一致します。
- 4 準備工とは、土砂埋立行為を行う前に行うこととなる地盤の改良（除草及び抜根を含む。）、進入路の造成、排水施設（沈砂池及び調整池を含む。）及び擁壁の設置、その他（標識、くい及び丁張の設置等）の必要な措置をいいます。

5 埋立工事とは、盛土、排水施設の設置、のり面の保護、撤去、その他の必要な措置をいいます。

6 その他の経費の欄は、準備工及び埋立工事に係る間接経費（土地の賃借料、人件費等）の合計を記載してください。

7 請負契約（予定）金額の欄は、許可を受けようとする者が土砂埋立行為等に係る工事を自ら行わずに、元請負人に発注する場合に記載してください。

8 土砂搬入事業収入の欄は、土砂搬入予定台数に受入単価を乗じて得た金額を記載してください。

9 次に掲げる書類を添付してください。

(1) 前年度に係る法人事業税及び法人税の納税証明書（個人の場合は、前年度に係る個人事業税及び所得税の納税証明書）

(2) 法人の登記事項証明書（個人の場合は、住民票の写し）

(3) 準備工に要する経費を自己資金で調達する場合は、金融機関が発行する預金残高証明書等

(4) 準備工に要する経費を借入金で調達する場合は、金融機関が融資することを証する書類

(5) 土砂埋立行為等を行うために必要な経費の調達方法を記載した資金計画書

5 その他の経費の欄は、盛土工、雨水排水溝設置工、のり面保護工、撤去工、その他の工事（準備工を除く。）及びこれらに係る間接費の経費の合計を記載してください。

6 土砂搬入事業収入の欄は、土砂搬入予定台数に受入単価を乗じて得た金額を記載してください。

7 次に掲げる書類を添付してください。

(1) 前年度に係る法人事業税又は法人税の納税証明書（個人の場合は、前年度に係る個人事業税及び所得税の納税証明書）

(2) 法人の登記事項証明書（個人の場合は、住民票の写し）

(3) 準備工に要する経費を自己資金で調達する場合は、金融機関が発行する預金残高証明書

(4) 準備工に要する経費を借入金で調達する場合は、金融機関が融資することを証する書類

第7号様式の3 (第12条関係) (表) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の
信用及び能力に関する申告書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
(神奈川県 治水事務所長)

土砂埋立行為の許可を受けようとする者

郵便番号

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称並
びに代表者の氏名及び印)

土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人

郵便番号

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称並
びに代表者の氏名及び印)

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第10条第1項第4号に規定する土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の必要な信用及び能力について次のとおり申告します。

請負契約(予定)金額						円
土砂埋立行為等に係る工事を行うために必要な資格及び種類						
公共工事の入札参加資格	認定行政庁	認定番号	認定年月日	認定業種、点数及び等級	有効期間	
					年 月 日	~ 年 月 日

第7号様式の3 (第12条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の
能力に関する申告書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
(神奈川県 治水事務所長)

土砂埋立行為の許可を受けようとする者

郵便番号

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称並
びに代表者の氏名及び印)

土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人

郵便番号

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称並
びに代表者の氏名及び印)

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第10条第1項第4号に規定する土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の必要な能力について次のとおり申告します。

請負契約(予定)金額				円
土砂埋立行為等に係る工事を行うために必要な資格及び種類				
土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の土砂埋立行為その他の工事の経歴				
発注者	工事名	法令等の許認可の年月日及び番号	着工及び完了の年月	
		年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了	
		年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了	
		年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了	

(裏)

土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の土砂埋立行為その他の工事の経歴				
発注者	工事名	工事場所	法令等の許認可の 年月日及び番号	着工及び 完了の年月
			年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
			年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
			年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
			年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了

- 備考 1 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人が複数いる場合は、元請負人ごとに作成してください。
- 2 許可を受けようとする者が、請負契約によらないで自ら土砂埋立行為等に係る工事を行う場合にあつては、許可を受けようとする者が元請負人となるため、次のように記載してください。
- (1) 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人に、自らの氏名等を記載してください。
- (2) 請負契約（予定）金額の欄には、土砂埋立行為等に係る工事に必要な金額を記載してください。
- 3 公共工事の入札参加資格の欄は、元請負人が公共工事の入札参加資格を有する場合に記載してください。
- 4 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人に関する次の書類を添付してください。

		年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了
--	--	--------------	----------------

- 備考 1 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人が複数いる場合は、元請負人ごとに1部ずつ提出してください。
- 2 許可を受けようとする者が、請負契約によらないで自ら土砂埋立行為等に係る工事を行う場合にあつては、許可を受けようとする者が元請負人となるため、次のように記載してください。
- (1) 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人に、自らの氏名等を記載してください。
- (2) 請負契約（予定）金額の欄には、土砂埋立行為等に係る工事に必要な金額を記載してください。
- 3 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人に関する次の書類を添付してください。

- (1) 建設業法第3条第1項の許可書の写し
- (2) 法人の登記事項証明書（個人の場合は、住民票の写し）（許可を受けようとする者が自ら土砂埋立行為等を施工する場合があります。）
- (3) 元請負人が公共工事の入札参加資格を有する場合は、公共工事の入札参加資格認定書の写し

- (1) 建設業法第3条第1項の許可書の写し
- (2) 法人の登記事項証明書（個人の場合は、住民票の写し）（許可を受けようとする者が自ら土砂埋立行為等を施行する場合があります。）

第7号様式の4（第12条関係）（表）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

土砂埋立行為等を行う土地の所有者の同意書

土砂埋立行為の許可を受けようとする者

郵便番号

住 所

氏 名 { 法人にあっては、名称並びに代表者の氏名及び印 }

土砂埋立行為等を行う土地の所在及び地番

私は、神奈川県土砂の適正処理に関する条例第8条第2項の規定に基づき、上記の土砂埋立行為の許可を受けようとする者から、上記に記載した私の所有する土地における土砂埋立行為及び土砂埋立行為に伴う土砂の崩壊又は流出を防止するため必要な措置（以下「土砂埋立行為等」という。）について、説明を受けて当該土砂埋立行為等を行うことについて同意しました。

なお、説明を受けた事項は次のとおりです。

- (1) 土砂埋立行為の許可を受けようとする者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土砂埋立区域の位置、区域及び面積
- (3) 土砂埋立行為を行う土地の面積
- (4) 土砂埋立行為の目的
- (5) 土砂埋立行為の最大堆積時に用いる土砂の数量及び土砂埋立行為等に係る工事を行う期間
- (6) 土砂埋立行為を行う土地の区域における土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離
- (7) 排水施設その他の土砂の崩壊又は流出を防止するための施設の計画
- (8) 土砂埋立行為等に必要な経費

第7号様式の4（第12条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

土砂埋立行為等を行う土地の所有者の同意書

土砂埋立行為の許可を受けようとする者

郵便番号

住 所

氏 名 { 法人にあっては、名称並びに代表者の氏名及び印 }

土砂埋立行為等を行う土地の所在地及び地番

私は、神奈川県土砂の適正処理に関する条例第8条第2項の規定に基づき、上記の土砂埋立行為の許可を受けようとする者から、上記に記載した私の所有する土地における土砂埋立行為及び土砂埋立行為に伴う土砂の崩壊又は流出を防止するため必要な措置（以下「土砂埋立行為等」という。）について、説明を受けて当該土砂埋立行為等を行うことについて同意しました。

なお、説明を受けた事項は次のとおりです。

- (1) 土砂埋立行為の許可を受けようとする者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地
- (2) 土砂埋立行為を行う土地の位置及び面積並びに盛土の高さ
- (3) 土砂埋立行為後の土地の形状
- (4) 土砂埋立行為に伴う土砂の崩壊又は流出を防止するために設置する施

(9) 土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の土地の形状

(10) 土砂埋立行為等を行っている間における災害発生の防止のための方法

(11) 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

年 月 日

土地の所有者

郵便番号

住所

氏名

〔法人にあっては、名称並びに代表者の氏名及び印〕

設の位置及び構造

(5) 土砂埋立行為等の手順と方法

年 月 日

土地の所有者

郵便番号

住所

氏名

〔法人にあっては、名称並びに代表者の氏名及び印〕

注意事項

1 土砂埋立行為等を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。

(1) 土砂埋立行為等が行われている間、少なくとも3月に1回、当該土砂埋立行為等の施工状況を確認すること。

(2) (1)の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる土砂埋立行為等が行われていることを知ったときは、許可をした神奈川県土木事務所長（神奈川県治水事務所長）に報告すること。

(3) 土砂埋立区域において、土砂の崩壊、流出その他の災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、許可をした神奈川県土木事務所長（神奈川県治水事務所長）に通報すること。

2 1（1）の確認又は1（2）の報告を怠った場合には、土地の所有者は、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう勧告又は命令を受けることがあります。

(裏)

神奈川県土砂の適正処理に関する条例（抜粋）

（土砂埋立行為等に係る土地の所有者の義務）

第 26 条の 2 第 9 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の許可を受けた土砂埋立行為等につき第 8 条第 2 項の同意をした土地の所有者（以下「同意をした土地の所有者」という。）は、当該土砂埋立行為等が行われている間、少なくとも 3 月に 1 回、規則で定めるところにより、当該土砂埋立行為等の施工状況を確認しなければならない。

2 同意をした土地の所有者は、前項に規定する確認の結果、第 9 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の許可の内容と明らかに異なる土砂埋立行為等が行われていることを知ったときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

3 同意をした土地の所有者は、当該土砂埋立区域において、土砂の崩壊、流出その他の災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報しなければならない。

（土砂埋立行為等に係る土地の所有者への勧告及び命令）

第 26 条の 3 知事は、第 13 条第 3 項、第 18 条第 2 項、第 25 条第 1 項（第 9 条第 1 項の許可を受けずに土砂埋立行為が行われた場合を除く。）又は第 25 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により土砂の除却その他必要な措置を命じた場合において、当該命令を受けた者がその命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂埋立行為等を行う土地の所有者で次の各号のいずれかに該当する者に対し、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 前条第 1 項に規定する確認を怠った者（当該確認を行うべき時期において、第 9 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の許可の内容と明らかに異なる土砂埋立行為等が行われていた場合に限る。）

(2) 前条第 2 項に規定する報告を怠った者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた土地の所有者がその勧告に従わないときは、その者に対し、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

第7号様式の5（第12条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

説明会の開催等報告書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号
 住 所

氏 名 (法人にあつては、名称並びに代表者の氏名及び印)

神奈川県土砂の適正処理に関する条例（以下「条例」という。）第8条の2（第11条第6項）の規定による周辺の住民等への周知を次のとおり実施したので、報告します。

土砂埋立区域の位置及び区域	
周知方法	説明会の開催 書面の配布等及び掲示
開催日時	
開催場所	
説明者	役 職 名
	氏 名
出席者数	名
議事の概要	
質疑応答の内容	
特記事項	

備考 1 説明会を2回以上開催した場合は、説明会ごとに作成してください。

2 周知方法の欄は、該当するものに○印を付けてください。

3 特記事項の欄には、説明会の開催に先立って実施した周知の方法、条例第9条第1項の許可を受けようとする場合に説明会を開催せず、周知事項を記載した書面の配布又は送付及び周知事項の掲示を行った理由等を記載してください。

4 条例第8条の2第2項又は第11条第6項の規定により周知事項を記載した書面の配布又は送付及び周知事項の掲示を行った場合は、開催日時の欄に当該書面を配布し、又は送付した日及び周知事項の掲示を開始した日を、開催場所の欄に掲示場所を記載してください。説明者の欄から質疑応答の内容の欄までの記載は必要ありません。

5 説明会で配布した説明資料（周知事項を記載した書面を配布し、又は送付した場合にあっては、当該書面）の写しを添付してください。

第8号様式～第12号様式（略）

第8号様式～第12号様式（略）

第 13 号様式 (第 19 条関係) (表) (用紙 日本工業規格 A 4 縦長型)

土砂埋立行為状況報告書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
(神奈川県 治水事務所長)

郵便番号
住 所
氏 名
〔法人にあつては、名称並び
に代表者の氏名及び印〕

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第 17 条の規定により、次のとおり報告
します。

土砂埋立区域の位置及び区域				
土砂埋立行為の許可年月日 及び許可番号	年	月	日	第 号
報告に係る期間	年	月	日	～ 年 月 日
土砂埋立行為の最大堆積時に 用いる土砂の数量	m ³			
報告に係る期間の前までに 報告した土砂の数量	m ³			
報告に係る期間中に搬入した 土砂の数量	m ³			
報告に係る期間中に搬入した 土砂の搬入元等の内訳	搬入元の氏名 又は名称	搬入元の工 事場所	工事の種類	土砂の数量

第 13 号様式 (第 19 条関係) (用紙 日本工業規格 A 4 縦長型)

土砂埋立行為状況報告書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
(神奈川県 治水事務所長)

郵便番号
住 所
氏 名
〔法人にあつては、名称並び
に代表者の氏名及び印〕

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第 17 条の規定により、次のとおり報告
します。

土砂埋立区域の位置及び 区 域				
土砂埋立行為の許可年月日 及び許可番号	年	月	日	第 号
報告に係る期間	年	月	日	～ 年 月 日
土砂埋立行為の最大たい 積時に用いる土砂の数量	m ³			
報告に係る期間の前まで に搬入した土砂の数量	m ³			
報告に係る期間中に搬入 した土砂の数量	m ³			
報告に係る期間中に搬入 した土砂の搬入元等の内 訳	搬入元の氏名 又は名称	搬入元の工 事場所	工事の 種類	土砂の 数量

備考 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別に記入した書類を添付してください。

第14号様式・第15号様式 (略)

第14号様式・第15号様式 (略)

第16号様式（第24条の2関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

（新設）

施工状況確認・報告書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿

（神奈川県 治水事務所長）

土地の所有者

郵便番号

住所

氏名

〔法人にあつては、名称並びに代表者の氏名及び印〕

<p>確認年月日</p>	<p>年 月 日</p>	<p>所有する土地の 所在及び地番</p>	
<p>土砂埋立行為の許可 を受けた者の氏名 (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名)</p>			
<p>施 工 状 況</p>	<p>1 土砂埋立行為を行う土地の区域を越えて、土砂の埋立てをしている。</p> <p>2 土砂の盛土の高さが施工計画より高くなっている。</p> <p>3 施設が施工計画どおりに設置されていない。</p> <p>4 施工計画どおりに施工されていない（1から3までの事項を除く。）。</p> <p>5 土砂の崩壊、流出その他の災害が発生した。</p> <p>6 土砂の崩壊、流出その他の災害が発生するおそれがある。</p>		

特記事項		
確認者	氏名	
	住所	
	土地の所有者との関係	
備考	<p>1 神奈川県土砂の適正処理に関する条例第26条の2第1項の規定による確認は、少なくとも3月に1回、土砂埋立行為等を行う土地（自己所有地に限る。）について行ってください。確認方法は、目測で構いません。</p> <p>2 施工状況の欄は、該当する事項があれば、その番号に○を付けてください。4に該当する場合は、具体的な内容を特記事項の欄に必ず記載してください。</p> <p>3 確認者の欄は、現地において土地の所有者本人以外の者が確認した場合に記載してください。</p> <p>4 施工状況の欄の1から4までのいずれかに該当する場合は、この書面を、確認の日から起算して7日以内に許可をした神奈川県土木事務所長（神奈川県治水事務所長）に提出してください。</p> <p>5 施工状況の欄の5又は6に該当する場合は、速やかに許可をした神奈川県土木事務所長（神奈川県治水事務所長）に通報してください。</p>	